

VI 選挙運動・政治活動

- 1 法定制限額
- 2 個人演説会(公営施設)
- 3 文書図画の違反に対する撤去命令等件数

1 法定制限額

選挙運動費用支出制限額(法194条、令127条)

(1)東京都選出 59,250,000円

《計算式》 支出制限額 = A + 固定額(23,700,000円) ※100円未満の端数は100円とする。

$$A = \frac{\text{公示日現在における東京都の選挙人名簿登録者数 (11,497,254人)}}{\text{議員定数(6人)}} \times \text{人数割り額(20円)}$$

※ Aは固定額の1.5倍(35,550,000円)をもって上限となる。

(2)比例代表選出 52,000,000円

2 個人演説会(公営施設)

(1)会場数

総 数	法第161条第1項第1号		同条同項第2号	同条同項第3号(選挙管理委員会の指定施設)				
	学校	公民館	公 会 堂	計	社 寺	農 業 協 同 組 合	商 会 議 所	工 所
76	73	0	0	3	0	0	0	3

(2)使用回数

区 別	合 計		法第161条第1項第1号の学校及び公民館		同条同項第2号の公会堂		同条同項第3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設	
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
候補者本人	2	0	0	0	0	0	2	0

(3)候補者別開催状況

番号	候補者名	開催日	施設名	備 考
1	いくいな 晃子	6月24日	グリーンホール1階ホール	法第161条第1項第3号
2	朝日 けんたろう	7月3日	グリーンホール1階ホール	法第161条第1項第3号

3 文書図画の違反に対する撤去命令等件数

選挙期間前(～令和4年6月21日)

合 計		法第147条 第1号該当	法第147条 第2号該当
撤去命令	0件	0	0
	0枚	0	0
警告等	12件	0	12
	14枚	0	14

選挙期間中(令和4年6月22日～7月9日)

合 計		法第147条 第1号該当	法第147条 第2号該当	法第147条 第3号該当	法第147条 第4号該当	法第147条 第5号該当	法第201条 の11該当	法第201条 の14該当
撤去命令	0件	0	0	0	0	0	0	0
	0枚	0	0	0	0	0	0	0
警告等	66件	0	4	0	0	0	1	61
	66枚	0	4	0	0	0	1	61

